

令和5年
(2023)

春の交通安全市民運動 実施要綱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

期間

令和5年5月11日(木)から5月20日(土)までの10日間

※ 駅前キャンペーン日は5月18日(木)

当日は、午前7時50分から8時20分まで、尾張一宮駅前及びコンコースにて交通安全街頭啓発活動を実施します。

目的



新緑が目鮮やかに映り、日射しが日増しに強くなっていくこの時期、新しい交通環境での通学・通勤に慣れ、行動範囲も広がることから、交通事故の発生が心配されます。

また、過ごしやすい季節となり、外出する機会が増えることから、人や車の動きが活発になるなど、交通事故の発生が懸念されます。

そこで、春の交通安全市民運動を下記の運動の重点により一宮市民総ぐるみで展開し、市民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

運動の重点

- 1 子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と
交通ルール遵守の徹底
- 4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

令和5年 広報重点

- ◆ ドライバー 画面見ないで 前を見て
- ◆ 手を上げよう あなたを守る 意思表示
- ◆ 手にスマホ 耳にイヤホン 事故のもと



年間スローガン

『交通事故絶滅』を願って、
市民一人ひとりが交通安全を心掛けよう

サブスローガン

実践しよう 交通安全スリー^{エス}S運動

Stop (ストップ)	赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ
Slow (スロー)	高齢者や子どもを見たら速度を落とすスローな運転
Smart (スマート)	全ての人に対して思いやりをもった、スマートな運転

運動の重点施策

一宮市および一宮市交通安全都市推進協議会の各実施機関・団体は、運動の重点をふまえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進します。

■重点1 子どもを始めとする歩行者の安全確保

- 1 信号を守る、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する、斜め横断をしないなど交通ルールの遵守徹底を図る。
- 2 横断時に、ドライバーと意思疎通を図る「ハンド・アップ運動」の実践を促進する。また、横断中も周囲の安全確認を実践するよう周知する。
- 3 幼児・児童の安全な道路の通行にむけて、日常生活や教育現場における、発達段階に応じた交通安全教育を推進する。
- 4 「歩きスマホ」の危険性を周知する。
- 5 通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 6 明るい服装の着用や、反射材用品の視認効果や使用方法等の周知と自発的な活用を促進する。

■重点2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

- 1 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務があるなど、横断歩行者保護に関する義務を周知する。
- 2 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、丁寧な運転の励行を推進する。
- 3 運転中のスマートフォン等の通話のための使用や画像の注視の危険性について広報啓発を推進する。
- 4 高齢運転者に対し、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育を推進する。
- 5 特に着用率の低い後部座席シートベルトの着用義務の徹底を図るとともに、その必要性や効果についての理解促進を図る。



■重点3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 1 全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の努力義務化をふまえた着用徹底の広報啓発を更に推進する。
- 2 改定された「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守及び交通マナー実践の徹底を図る。
- 3 夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等、交通ルールの遵守を徹底する。
- 4 イヤホン及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」や、傘差し等による「片手運転」の危険性を周知する。
- 5 反射材用品等の視認効果等の周知と取付けを促進する。
- 6 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を徹底する。



■重点4 家庭から交通安全の輪をひろげよう

- 1 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。
- 2 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。
- 3 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

運動の進め方

市や教育委員会、学校、地域交通安全会、各事業所、警察署、その他の各実施機関・団体は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。



各実施機関・団体の運動計画

■一宮市

1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

(市民協働課)

2 いちのみや出前一聴の利用促進PR

町内会や老人クラブ等に対して、いちのみや出前一聴(「交通事故に遭わないために」「知ってる?守ってる?自転車の交通ルール」)の利用を促進し、交通事故の現状と対策等の話や、自転車の正しい乗り方について指導し、交通安全意識の高揚を図る。

(市民協働課)

3 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

4 道路環境の整備

歩行道、路側帯などにおける不法看板等、通行の妨げになる物の排除を促進し、安全な交通環境の整備を図る。

(道水路管理課)

5 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブなどの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

(福祉総務課・障害福祉課・高年福祉課)

6 保育園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

(保育課)

■教育委員会

1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないように、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 公民館における交通安全の啓発や事業の実施

公民館利用者に対し交通安全運動の啓発をするとともに、交通事故防止に関する事業を実施するよう公民館に働きかける。

(生涯学習課)

■学 校

1 児童生徒に交通ルールの周知徹底

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

■事業所など

1 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

3 企業内ドライバーの運転マナーの向上

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

2 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

■地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会など地域に即した活動を実施し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

■幼稚園、老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

園児や会員が事故に遭わないように、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実施し交通安全意識の高揚を図る。

■国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検ならびに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。

■警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

3 交通事故に直結する違反の取締り強化

交差点関連違反、横断歩行者妨害違反などの交通事故の原因となる違反の取締り強化を図る。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。



今後の交通安全運動期間一覧

- 夏の交通安全市民運動（県内一斉）
7月11日（火）～7月20日（木） ※ 駅前キャンペーン日 7月14日（金）
- 秋の交通安全市民運動（全国一斉）
9月21日（木）～9月30日（土） ※ 駅前キャンペーン日 9月26日（火）
- 年末の交通安全市民運動（県内一斉）
12月1日（金）～12月10日（日） ※ 駅前キャンペーン日 12月6日（水）

トピックス

自転車用ヘルメットの
購入費用を補助します



【申請受付・問合せ】
市民協働課（本庁舎6階）
0586-28-8671



対象者

一宮市在住で、令和3～4年度に同補助金の交付を受けていない方

対象ヘルメット

一宮市内の店舗で令和5年4月1日以降に購入した、「SGマーク」等の安全性の認証を受けた新品の自転車用ヘルメット
※学校指定の通学用ヘルメットを除く

補助金額

購入費用の2分の1（上限2,000円）
※100円未満切り捨て ※1人1個限り

申請受付期間

令和6年2月29日（木）まで ※予算の範囲内で実施

申請書類

①申請書（販売業者記入欄の記載あるもの） ②領収書の写し
③請求書（通帳の写しなど口座が分かる書類を提示か添付）